

議案第56号

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を別紙のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

令和6年8月29日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を見直すため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

別表（第3条関係）

和光市保育認定利用者負担額基準額表

（単位 円）

世帯階層区分		利用者負担額（月額）			
階層	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	無料		無料	
第2階層	当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税が非課税である世帯（第1階層の定義に該当する世帯を除く。）	無料			
第3階層	当該年度分の市町村民税の所得割額が0円である世帯（第1階層及び第2階層の定義に該当する世帯を除く。）	7,200	7,080		
第4階層	当該年度分の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯（第1階層から第3階層までの定義に該当する世帯を除く。）	48,600円未満	15,600	15,330	
第5階層		48,600円以上 57,700円未満	24,000	23,590	
第6階層		57,700円以上 97,000円未満	24,000	23,590	
第7階層		97,000円以上 133,000円未満	32,040	31,500	
第8階層		133,000円以上 169,000円未満	35,600	34,990	
第9階層		169,000円以上 235,000円未満	43,920	43,170	
第10階層		235,000円以上	48,000	47,000	

階層		301,000円未満	800	970
第11階層		301,000円以上	57,	56,
階層		349,000円未満	600	620
第12階層		349,000円以上	64,	62,
階層		397,000円未満	000	910
第13階層		397,000円以上	70,	69,
階層		445,000円未満	400	200
第14階層		445,000円以上	76,	75,
階層		493,000円未満	800	490
第15階層		493,000円以上	83,	81,
			200	790

備考

- この表の年齢は、当該年度の4月1日現在の満年齢による。
- 月の途中で特定教育・保育等の利用を開始した場合において、その月の利用者負担額は、この表の額にその月の利用開始日以後の当該特定教育・保育等を行う特定教育・保育等事業所の開所日数を、常態的に土曜日に開所する施設の場合は25で、常態的に土曜日に閉所する施設の場合は20で除して得た数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。この場合において、常態的に土曜日に開所する施設の場合は、当該開所日数が25日を超えるときは25日とし、常態的に土曜日に閉所する施設の場合は、当該開所日数が20日を超えるときは20日とする。
- 備考2の規定は、月の途中で特定教育・保育等の利用を終了した場合について準用する。この場合において、備考2中「開始した」とあるのは「終了した」と、「利用開始日以後」とあるのは「利用終了日前」と読み替えるものとする。